

日本学生支援機構奨学生（平成28年4月以降も貸与期間がある者）

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生で、平成28年4月以降も引き続き奨学金の貸与を希望する者は、必ずスカラネット・パーソナル経由で「奨学金継続願」を提出（入力）しなければなりません。（スカラネット・パーソナルへの登録だけでは、「奨学金継続願」を提出（入力）したことにはなりませんので、ご注意ください。）

「奨学金継続願」の提出に先立って、必要書類等を交付しますので、対象者は下記の期間内に必ず受け取りに来てください。

所定期間内に提出がないと、奨学金は廃止となります。

記

1. 対象奨学生

平成27年10月現在貸与中の者

ただし、今年度満期者、11月以降採用者及び12月現在貸与終了手続者は除く。

2. 書類の交付期間・場所

対象	交付期間	場所
学部1・2回生	12月16日(水)～1月22日(金) 各日 14:00～16:00	教育推進・学生支援部学生課 奨学掛窓口 ■学生証を持参してください。 ■最終日は混雑しますので、なるべく早めに受け取りに来てください。
学部3回生以上 ・ 大学院生	所属学部・研究科教務掛等の 指定期間	所属学部・研究科の教務掛等

※交付する「個人宛封筒」の中に、「奨学金継続願の提出手続きについて」・「貸与額通知書」等が入っています。

3. 「奨学金継続願」スカラネット・パーソナル入力期間

12月15日(火)～平成28年1月22日(金)【各日8時～25時】

(※年末年始のため、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)は入力不可。)

4. 注意事項

- 4月以降休学等により奨学金を休止（振込を一時中断）する場合も、「奨学金継続願」は、必ず提出してください。

※休学届を各所属の教務掛へ提出後、速やかに教育推進・学生支援部学生課奨学掛で休止の手続をしてください（印鑑持参）。

- 併用貸与者は、それぞれに「奨学金継続願」の提出が必要です。

不明な点がございましたら教育推進・学生支援部学生課奨学掛までお問い合わせください。

平成27年12月

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

075-753-2535